

発注者の要求水準

1. 要求水準の意義

この要求水準は、霧島演習場関連公共用施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：矢岳高原展望台撤去・更新工事）整備事業プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。プロポーザル参加事業者は、この要求水準に明記されている事項（以下「要求水準」とする。）を満たした上で、本工事に関する企画提案を行うことができる。また、本工事の受託者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2. 要求水準

（１）目的物に関する基本事項

① 施工箇所：県立自然公園展望台（えびの市大字西川北崩ヶ尾国有林 3011 イ林小班）

② 総工事価格：21,006,700 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

下記ア～エに係る費用の全てを含む。

ア 展望台等撤去工事（施工管理業務含む）及び撤去後の整地

イ 既存ベンチ一式の撤去及び撤去後の整地

ウ 展望台等設置工事（土木・基礎含む）一式

エ 安全施設設置工事（安全柵、注意看板等）一式

③展望台の規格等

・同時利用者数は20人以上

・展望スペースの大きさは25㎡以上

④ 展望台のメインターゲット：

県外の利用客が多い矢岳高原ベルトンオートキャンプ場の利用者や、毎年の花火大会や初日の出の展望スポット、また、雲海等の写真撮影の場として利用される方をメインターゲットとする。

⑤ 展望台の考え方

- ・景観との調和を図りつつ、矢岳高原県立自然公園の魅力を活かした展望台の設置を行うこと。
- ・展望台を利用することによるリスク（転落防止、耐風性、耐震性）を適切に管理しつつ、重大な事故につながる物的ハザードの除去について、十分配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れ、インクルーシブの視点に配慮すること。
- ・工期内に設置が完了できる展望台を提案すること。
- ・長期間にわたり安全・快適に利用できる展望台とすること。
- ・市内外を問わず、展望台からの眺望をみて「訪れてみたい」と思える場所の造設。

（２）共通事項

①一般社団法人 日本公園施設業協会発刊「一般公園施設製品の安全と品質に関する規準

JPFA-SPL-S：2024」、建築基準法、建設業法、安全衛生法、自然公園法、景観法、森林法、土砂災害防止法、自然災害防止法等必要な法律に準拠すること。

- ② ランニングコストを小さくし、かつ、管理のための人件費（安全点検は除く）が掛からないよう提案すること。
- ③ 補修や部材交換等のメンテナンスに迅速に対応できる構造とすること。
- ④ 総事業費の範囲内で、追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。
- ⑤ 本要求水準を満たす限りにおいて、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとし、参加者の創意工夫に期待する。

（３）製作指針

- ① 注意事項等を記載した案内板等を適切に配置すること。
- ② 展望台の材質は、使用期間が長寿命化するような耐久性、耐蝕性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。
- ③ 近年の猛暑から展望台利用による火傷等の予防に関する対策を可能な限り盛り込むこと。
- ④ 展望台は維持管理（部品交換、修理等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。
- ⑤ 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突等をなくすなど、安全領域を確保すること。
- ⑥ 展望台の落下高さに応じた衝撃吸収材等を設置面に敷設すること。なお、敷設範囲は設置する展望台に対応した適切な範囲とする。
- ⑦ 県立自然公園にあることを十分考慮し、配色やデザイン等を決定すること。
- ⑧ 展望台の基礎は、土の流出等による露出がない構造とすること。
- ⑨ 法令による諸手続きに関わる費用が発生する場合は、総工事価格内で対応すること。
- ⑩ 新設する展望台は、一般社団法人 日本公園施設業協会発刊「一般公園施設製品の安全と品質に関する基準 JPFA-SPL-S：2024」に準拠していること。
- ⑫ 新設する展望台は、工事賠償責任保険、完成後賠償責任保険、包括的な企業賠償責任保険等必要な保険に加入すること。また、新設する展望台は、生産物賠償責任保険加入製品であること。

（４）工事施工に関する事項

- ① 計画工程表(遊具設計～製作～施工)及び施工計画が適切であること。
- ② 現場にて発生する建設副産物については、適切に処分すること。
- ③ 設置にあたっては関係法令を遵守し、適切な施工に努めること
- ④ 協力会社等を選定する場合、地域経済振興の観点から、えびの市内に本社を有する事業者を可能な限り選定すること。

3. 施工条件

施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人が見やすい場所に、「本事業」が特定防衛施設周辺整備調整交付金で工事を実施する等、以下の内容を記載した工事看板を設置すること。

○周知内容

「防衛省の補助をうけ展望台の整備工事を行っています」

○事業名

霧島演習場関連公共施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：矢岳高原展望台撤去・更新工事）整備事業

○防衛省のエンブレムとともに“防衛省”を表記すること。

4. 引き渡し後の保証・点検

- （１）耐用年数は１５年以上とする。また、受託者において展望台等の製品保証をする。保証期間内において適正な使用状態のもとに発生した事故及び故障で製作上責任によるものにおいては、受託者の負担により保証及び無償修理を行うこととする。
- （２）受託者は、完成後、保証期間中は展望台の定期点検を実施する。定期点検については、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（６章 点検）および、「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S：2014」に準じるものとし、その点検結果を発注者に報告すること。
- （３）点検に掛かる一切の費用は、受託者の負担とする。